

# 入札・契約制度の改善に向けて 第二次報告

平成17年(2005年)3月

入札契約制度改善推進委員会

## 目 次

はじめに	1
1 第三者機関の設置	1
2 新規区内業者の参入促進、優良業者の育成	2
(1) 新規区内業者の参入促進	2
(2) 優良業者の育成	3
3 社会的政策的要請を反映した多様な入札制度の導入	3
(1) インセンティブ入札制度の導入	3
(2) 障害者・高齢者の就労促進への配慮	4
(3) 総合評価方式の導入	4
4 電子調達の導入にあたっての区内業者への配慮	4
5 その他の課題	5
(1) 随意契約における透明性の確保	5
(2) 委託案件における最低制限価格制度の導入	5
(3) 競争性を高める新たな措置の導入	6
おわりに	6
< 資料 >	
検討経過	7
委員会構成員	8
工事入札案件・落札率一覧	9
区長契約発注実績表（工事）	10
金額区分別工事落札率	11
単体・JV別工事落札率	12
物品・工事等別区長+部長契約実績	13
物品・委託営業種目別登録・発注件数	14
評価項目（インセンティブ項目）の例示	15

## はじめに

電子調達システムによる電子入札の実施を目前にして、入札契約制度のあり方が転換期を迎えている。

本委員会は、昨年、第一次報告をとりまとめ、その中で「引き続き検討すべき課題」として指摘された事項を中心に、その後指摘された他の事項を含め、今回検討を行った。

基本的視点は、第二次の検討においても変わらない。入札契約制度がもつ二つの要請、すなわち、競争性・公正公平性などの制度的要請と区内業者への優先発注などの政策的要請とのバランスをどのように考えるかである。

特に、今回の検討にあたっては、新たな政策的要請にいかに対応していくかが大きな論点になった。いずれにも偏しないで、時代に即応しつつ区民にわかりやすい制度という視点からの見直しが、何よりも求められている。

## 1 第三者機関の設置

入札契約制度やその運用の透明性をさらに高めるため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条に基づく「適正化指針」により、学識経験者からなる入札監視委員会等の第三者機関の活用が求められている。

すでに都道府県、政令市ではすべて設置されている。23 区においても、4 区が設置済み（または 17 年度設置予定）で、今後設置を検討している区が数区ある。

外部の第三者（有識者）から、さまざまな提言を受けることは透明性の確保のみならず、新たな視点の提供という意味でも、制度改善に資する有効な方策である。

現在、進めている制度改善の進捗状況をみながら、できるだけ早い時期に設置すべきである。その場合の構成員については、3 名から 5 名程度で学識経験を有する者とし、次のような事項について審議することが必要である。

入札・契約手続きの制度およびその運用状況等について報告を受け  
ること

指定した案件について、参加資格等の設定内容、指名の経緯等につ  
いて審議を行うこと

工事成績の評定について、異議申し立て等があった場合の処理につ  
いて、諮問に応じること

から の所掌事項について、不適切または改善すべき点があると

認めた場合に意見の具申を行うこと

その他入札契約制度およびその運用についての改善に資する事項について意見を具申すること

また、この組織の設置にあたっては、これまで区が行ってきた入札契約制度およびその運用について、各委員に十分説明するとともに、現在進めている制度や運用の改善についても理解を得ることが必要である。

## 2 新規区内業者の参入促進、優良業者の育成

### (1) 新規区内業者の参入促進

「区内業者優先」の考え方は、入札契約制度における産業振興政策の大きな柱として機能してきた。しかし、この方針は、結果として既存業者優先あるいは実績業者優先となりがちであり、区内の新規業者の参入や小規模業者への発注という面では、必ずしも有効ではない。

特に、物品・委託等の分野では、区内業者が存在しなければ、区外業者に発注することを当然のこととしてきた。しかし、創業や新分野の開拓を促す産業振興施策を展開する区として、新規の区内業者の積極的な受け入れが求められている。

これまで、区外業者へ発注してきた分野についても、区内業者へ門戸を開けるよう、発注制度の面での改善と受注可能な業者育成の面、両面からの検討が必要である。

発注制度の面では、一定の範囲で、政策的に特に必要とされる業種について、区内業者に発注できるような条件整備を図る必要がある。具体的には、

適切かつ合理的な範囲での分離発注、仕様書等の工夫を行うなど、区内業者の受注能力に見合った発注方法への見直しを進める。

所管課契約権限の対象拡大を契機として、既存の業者登録制度(電子調達システム)の対象とならない区内業者への発注に配慮した「小規模事業者登録制度」の導入を検討する。

共同組合化、官公需適格組合設立への働きかけなど区内業者の受注能力を強化する支援のあり方を検討する。

## (2) 優良業者の育成

工事、物品・委託等を問わず、成果物により高い品質を求めていくことは、費用対効果の面からも発注者である区に課せられた責務であり、受注者にとっても社会的な評価が高まり、業績に直結することである。

これまで、工事業種については、優良業者の表彰や工事成績評価における高得点を入札制度に反映する方策をすでに実施あるいは試行を行っている。

物品・委託などの業種においても、優良業者を育成する方策を今後検討する必要がある。特に、産業振興施策で取得を支援するISO9000シリーズや東京都などの格付制度の有効活用を検討するとともに、他自治体での実績調査や、業種ごとのより客観的な評価手法を今後検討していく必要がある。

## 3 社会的政策的要請を反映した多様な入札制度の導入

### (1) インセンティブ入札制度の導入

これまでの「価格」競争のみによる入札から、今日求められている様々な社会的政策的要請を、入札契約制度に反映させようとする動きが広がっている。業者格付への反映、入札参加資格要件への付加、指名における優先、随意契約など入札契約制度のさまざまな面でさまざま試みや工夫が試みられている。

どのような評価項目を採用し、入札契約の過程のどのような場面で適用するか、さまざま手法が考えられる。特に、評価項目については、契約履行の品質向上を直接の目的とするものから、政策的な観点にたって、事業者の社会貢献や公益的な活動を誘導しようとするものまでさまざまなものが提唱されており、項目の選定やその評価基準の設定、運用如何によっては、入札制度の公平性や安定性を損なう懸念も考えられる。

このため、導入にあたっては、入札契約制度の制度的要請や評価項目の客観性を確保する観点から、基準としての明確性・安定性・検証性等について十分検討する必要がある。

当面の試行として、客観性が高く、評価項目の実績把握が区として容易な「優良工事施工」、「ISO取得」、「災害対策協力」の各評価項目について、その実績をポイント制により加点し、基準点数を超えた工事業者には、入札制度の公平性を損なわない一定の範囲内で、優先的な指名を行う制度を導入すべきである。これにより、これらの評価項目に対するインセンテ

ィブとし社会的政策的要請に添えていくことが可能となる。

これら以外の評価項目の採用や適用についても、他自治体の動向や今後設置される第三者機関の意見等をふまえ、引き続き検討していく必要がある。

## **(2) 障害者・高齢者の就労促進への配慮**

障害者や高齢者の就労促進については、これまでも随意契約方式を活用するなど入札契約制度の運用面で一定の配慮をしてきた。

平成 16 年 5 月の地方自治法施行令改正では、一定の範囲で、障害者施設等からの物品供給、シルバー人材センターからの役務の提供を、それぞれ随意契約できることが明文化された。

これらの動きを見据え、今後も政策的に必要なかつ合理的な範囲で、障害者・高齢者の就労促進に十分留意していく。特に、障害者雇用については、法定雇用率を上回っている企業や就労促進を目的に活動しているさまざまな団体に対する優先発注などに取り組んでいく必要がある。

## **(3) 総合評価方式の導入**

平成 11 年の地方自治法施行令の改正により、談合防止や入札過程の透明性に優れ、さまざまな評価項目を設定することにより、技術提案やコスト削減などきめ細かな発注者側の意向反映が可能となる「総合評価方式」による入札が可能となった。

評価項目の設定など落札決定基準の策定にあたっては、学識経験者等の第三者の意見を聞くことが義務づけられているが、これについては、1 で述べた今後設置予定の第三者機関の活用も考えられる。

この方式については、今後建設予定の新規施設やその維持管理委託への導入を視野に入れて検討すべきである。

## **4 電子調達への導入にあたっての区内業者への配慮**

平成 17 年度から、東京電子自治体共同運営協議会（参加自治体：都内 50 団体）による電子調達システムによる電子入札が開始される。

業者登録、入札情報提供、入札までを一貫して行うこのシステムによって、事務の効率化に加え、談合等の不正防止効果や透明性の確保、多数の業者の参加が可能となることによる競争性の確保が期待されている。

反面、区内業者への発注機会が結果として減少するのではないかと、インタ

ーネットに慣れていない業者は参加しにくくなるのではないかなどさまざまな声が寄せられている。

まず、電子入札の実施にあたっては、事前に、区内業者に対する説明会を実施するなど新しいシステムに十分慣れていただくような対応を行うとともに、個々の案件の電子入札への適用にあたっては、段階的に実施していくなど、適切な配慮が必要である。

実施時期もこのような状況を見ながら、工事案件について、17年度後半から順次、実施するものとする。

電子入札を適用する案件については、工事種別ごとに、発注方法、金額、工事内容、工期、参加可能業者の状況等について十分精査し、なるべく多数の区内業者が参加できる案件を選定していく必要がある。

特に、競争性の確保と区内業者への優先発注とのバランスを考慮し、工事種別ごとに、一定金額以下で発注件数が多く、競争性の確保ができる案件については、区内業者のみによる電子入札を実施するなど配慮すべきである。

また、物品・委託等の分野については、工事案件での実施状況を見ながら、18年度以降、順次導入を図っていく。

これらの対応と合わせて、電子調達システムの対象とならない区内業者への発注に配慮していくため、2(1)でも提案した小規模事業者登録制度の創設を検討すべきである。

## 5 その他の課題

### (1) 随意契約における透明性の確保

随意契約の運用については、より厳格な審査や業者選定の過程の明確化が求められている。引き続き、業者指定理由の一層の明確化・詳細化・基準化を進め、透明性をより高めていく。

特に、プロポーザル方式については、参加業者から、予め提出書類の原則公開の同意を得る方式により、審査後の関係書類の公開を検討する。

また、入札後不調となった案件については、再度の入札を原則とし、工期の切迫等具体的でやむをえない場合に限り、随意契約とする取扱を徹底する。

### (2) 委託案件における最低制限価格制度の導入

工事案件を除き、これまで委託案件については、最低制限価格の設定を行わず入札を行ってきた。近年、設計委託契約や建物清掃等の年間委託契約については、発注内容に適合した履行の確保が特に求められている。

いわゆるダンピングの防止の趣旨や他区の動向、新年度案件での試行をふまえ、一定金額以上の設計、建物清掃等の委託案件について、最低制限価格制度の導入を進める。

### **(3) 競争性を高める新たな措置の導入**

競争性の確保は、入札制度における制度的要請の要である。しかしながら、一部の案件には高い落札率が継続しているものがあり、発注者責任の観点から、さらなる改善が求められている。

今後の電子入札の導入を見据え、一般競争入札の拡大、現場説明会の廃止等を進めるとともに指名競争入札における入札参加者の増加措置など、新たな基準を設け、競争性をより高める措置を講じる必要がある。

また、工事毎に発注者側からJVの義務づけを行ういわゆる特定JV方式による発注については、国の「行政効率化推進計画」においては原則廃止が提唱されている。この趣旨をふまえ、今後の特定JV方式による発注については、区内業者への発注機会の拡大とのバランスを考慮しつつ、見直しを検討する。

## **6 おわりに**

第二次の検討として一定の取りまとめを行った。十分な議論が尽くせなかったものもあるが、制度改善の一定の方向性は示せたと考えている。

いうまでもなく、入札契約制度の改善はこれらに尽きるものではない。

第一次報告のフォローアップを含め、提言内容の具体化に引き続き努めるとともに、不断の改善を図るため、全庁的視点にたったの取り組みが必要である。